

平成29年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

1. 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するもの。

2. 目的

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行状況について、教育委員会自らが点検・評価を行い、市民の視点に立った責任ある教育行政の推進に資するものとする。
- ② 教育大綱及び教育振興基本計画における施策推進の観点から評価することで、今後の事業展開や次年度への予算要求に反映させる。

3. 評価対象および点検・評価方法

(1) 外部評価

- 評価対象 平成28年度教育行政基本方針・重点施策（12項目）
- 評価員

壬生 裕子	同志社大学・滋賀大学社会連携研究センター
掛谷 純子	京都女子大学
川嶋 富美子	元教育委員
浜田 敏次	岡山小学校地域コーディネーター

- 市民目線および学識経験者などの第三者の視点からの評価により、点検・評価の客觀性を高める。

(2) 内部評価

- 評価対象 平成28年度教育行政基本方針・各課主要事業（8部署・42項目）
- 評価員 教育長並びに委員

4. スケジュール

- 平成29年5月25日 定例会（実施決定）
 7月21日 内部評価ヒアリング
 8月 9日 外部評価ヒアリング
 8月25日 外部評価員会議・内部評価員会議
 9月21日 教育委員会9月臨時会（報告書承認）

【根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

外部評価結果（平成28年度教育委員会重点施策）

所管部署	評価件数	評価結果内訳				※A評価割合
		A	B	C	D	
教育総務課	3	2	1			67%
学校教育課	3	1	2			33%
生涯学習課	1		1			0%
学校給食センター	1	1				100%
図書館	1	1				100%
生涯スポーツ課	1		1			0%
幼児課	1	1				100%
文化観光課	2	1	1			50%
合計	13	7	6	0	0	54%

※生涯スポーツ課と文化観光課で同じ施策があるが、評価は別としたため、評価件数合計は13とした。

内部評価結果（平成28年度教育委員会各課主要事業）

所管部署	評価件数	評価結果内訳				※A評価割合
		A	B	C	D	
教育総務課	5	1	4			20%
学校教育課	7	4	3			57%
教育研究所	3	3				100%
生涯学習課	8		8			0%
学校給食センター	3	1	2			33%
図書館	8	3	5			38%
生涯スポーツ課	2	1	1			50%
幼児課	3		3			0%
文化観光課	3		3			0%
合計	42	13	29	0	0	31%

【総括（課題）】

●学校教育課を中心とする児童生徒を対象とする施策・事業については、未だ課題はあるものの、A評価を得られた反面、生涯学習分野は外部評価・内部評価ともにA評価がないことから、保護者・市民対象の施策・事業展開が課題となった。
→教育大綱3つの柱「親が育つ」「市民（人）育つ」ための事業を充実させる必要がある。

●生涯スポーツ課と福祉子ども部健康推進課の連携による「スポーツフェスティバル」や、生涯学習課と文化観光課の連携による「ふるさと学習」のように、関係部署の連携により、事業展開ができたものもあるが、多様な教育課題に対して、関係部署が連携し効果的に事業実施ができているものが少ない。

→関係部署ならびに市長部局とのより一層の連携強化、課題分析や政策・企画立案能力を向上させる必要がある。